

榛南地域流域治水協議会 設立趣意書

県では坂口谷川流域において、河川の流下能力不足、低平地の排水不良、市街化の進展、農地の減少による保水力低下など様々な複合的な要因により、浸水被害が発生していることから協議会を設置し、ハード対策とソフト対策を組合せた総合的治水対策を関係機関が連携・協力して推進しているところである。

さらに、これまでの対策に加えて、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が主体的に水害対策に取り組む「流域治水」を計画的に推進する必要があることから、集水域である島田市を含め、牧之原市、吉田町の3市町域（以下「榛南地域」という。）が関係する二級河川の流域を対象に、今般、協議会を設置するものである。

このため、協議会においては、河川整備計画に基づく河川整備、大規模氾濫減災協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。